
■ 投資に関する消費者トラブルが増えています

若者の間で、投資に関する消費者トラブルが増えています。
「必ずもうかる投資」はありません。安易に信用しないでください。

【事例】

大学生の息子が、「必ずもうかるから」と先輩に勧められた投資セミナーに通い、仮想通貨の投資に手を出した。「人を紹介すると紹介料が入る」と勧誘され、言われるままに消費者金融から限度額いっぱいまで借り入れ、会員制交流サイト（SNS）でしか連絡が取れない相手にお金を払った。

しかし、友人から「借金までしてすることなのか」と忠告され、解約したいと言う。投資先から契約書や領収書は受領していないが、ホームページに載っている規約には、クーリングオフの規定がある。解約の方法を教えてください。

【アドバイス】

セミナーやSNSなどを通じて「必ずもうかる」と投資話をもち掛けられ、トラブルとなるケースが多くあります。

投資の勧誘を受けた場合は、金融商品取引法に基づく登録を受けている業者か確認しましょう。解約・返金を求めても、業者が破綻したり連絡が取れなかったりすると、支払ったお金を取り戻すことは大変困難です。借金だけが残る可能性もあります。

困ったことがあれば、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。

トラブルの詳細を聞く必要があるので、契約者からの連絡をお願いします。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13:00~16:00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9:00~16:30
- 相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
